（事業状況の報告）

第三条　協会は、別に厚生労働大臣が定めるところにより、毎月の事業状況を翌月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

第三条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　被保険者

第一節　船舶所有者による届出等

第四条から第九条までを次のように改める。

（新規船舶所有者の届出）

第四条　法第三条に規定する船舶所有者となった者は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する船舶が同時に厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項第三号の規定により同項の適用事業所となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所（船舶所有者が法人であるときは名称及び主な事務所の所在地。以下同じ。）

二　事業の種類

三　船舶の数及び用途

四　操業区域又は航行区域

（船舶所有者に該当しなくなった場合の届出）

第五条　船舶所有者は、法第三条に規定する船舶所有者に該当しなくなったときは、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、その船舶が厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所

二　船舶所有者に該当しなくなった年月日及びその理由

2　前項の届書には、船舶所有者に該当しなくなったことを証する書類を添付しなければならない。

（被保険者の資格取得の届出）

第六条　法第二十四条の規定による被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。以下この条、第十四条、第二十四条、第二十五条及び第三十条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。）に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所

二　被保険者証の記号及び番号

三　被保険者の氏名、生年月日及び住所

四　被保険者の資格を取得した年月日

五　被保険者の報酬月額

六　独立行政法人等職員被保険者（法第二条第三項に規定する独立行政法人等職員被保険者をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者等である被保険者（法第二条第二項に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その旨

2　前項の場合において、被保険者が被扶養者を有するときは、同項の届書に第二十七条の届書を添付しなければならない。

3　第一項の場合において被保険者が後期高齢者医療の被保険者等に該当するときは、同項の届書に第二十九条の届書を添付しなければならない。

4　船舶所有者は、報酬が歩合によって定められる被保険者に関しては、第一項の届書の報酬月額につき法第二十条第一項第五号イ、ロ又はハに掲げる額のいずれを基準としたかの別及び報酬月額の算定基礎の明細を記載した書類を添付しなければならない。

（歩合による報酬の算出基礎の要素）

第七条　法第十八条第二項の厚生労働省令で定める要素は、次のとおりとする。

一　乗り組むべき船舶

二　船舶の用途

三　船舶の構造又は設備

四　漁業装備

五　漁獲物の種類

六　操業区域

七　歩合金の算出方法

八　乗組員の持歩の合計

九　被保険者の持歩

十　前各号に掲げるもののほか、報酬に著しい影響を与える事情

（報酬月額の変更の届出）

第八条　法第十八条第一項又は第二項に該当する場合の被保険者の報酬月額に関する法第二十四条の規定による届出は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、当該届書に第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所

二　被保険者証の記号及び番号

三　被保険者の氏名及び生年月日

四　被保険者の報酬月額

五　被保険者の報酬月額又は前条各号に掲げる要素の変更があった年月日

六　従前の標準報酬月額

2　前項の届書には、報酬が歩合により定められる被保険者の歩合による報酬に関しては前項の届書に変更があった要素の概要及び法第二十条第一項第五号イ、ロ又はハに掲げる額のいずれを基準としたかの別並びに報酬月額の算定基礎の明細を記載した書類を添付しなければならない。

（報酬が歩合により定められる者の基準日改定）

第九条　法第十八条第三項に規定する基準日における報酬が歩合によって定められる被保険者（同項ただし書に該当する被保険者を除く。）の報酬月額に関する法第二十四条の規定による届出は、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、当該届出に第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所

二　被保険者証の記号及び番号

三　被保険者の氏名及び生年月日

四　被保険者の報酬月額

五　従前の標準報酬月額

2　前項の届書には、法第二十条第一項第五号イ又はロに掲げる額のいずれを基準としたかの別及び報酬月額の算定基礎の明細を記載した書類を添付しなければならない。

第九条ノ二から第九条ノ三までを削る。

第十条から第十三条までを次のように改める。